

名護漁港水産物直販所の指定管理者予定候補者の選定結果について

名護市 農林水産部 農林水産課が所管する名護漁港水産物直販所については、次のとおり指定管理者予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 名護漁港水産物直販所
- (2) 所在地 名護市城三丁目 5 番 16 号
- (3) 設置目的 市は、法第 244 条第 1 項の規定に基づき、水産業の活性化を図るため、水産物（加工品を含む）の販売促進、消費拡大及び流通経路の開拓並びに雇用の場を創出する拠点施設として設置する。

2 指定管理者予定候補者

- (1) 名 称 名護漁業協同組合
- (2) 代表者名 代表理事組合長 安里 政利
- (3) 住 所 名護市城三丁目 1 番 1 号

3 指定予定期間 令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経緯

(1) 非公募等

- ① 名護漁港水産物直販所を非公募とし、指定管理期間を 5 年間とする。
- ② 指定管理者申請者のプレゼンテーションによる審査を行うことに決定された。

(2) 審査方法等

① 選定委員会

ア 選定機関の名称 名護市指定管理者選定委員会

イ 選定委員会の委員

委員長 副市長

委 員 総務部長 企画部長 地域経済部長 市民部長 福祉部長
こども家庭部長 農林水産部長 建設部長 環境水道部長
教育次長 消防長

② 選定委員会審査日時 令和 3 年 11 月 2 日（火）午後 3：20～午後 4：10

③ 選定基準

ア 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができること。

イ 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させるこ

と。

ウ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られること。

エ その他名護漁港水産物直販所の性質又は目的に応じて必要とすること。

④ 審査表

別紙のとおり

⑤ 選定結果

各委員の採点表を集計した結果、総得点が配点合計の6割を越えていたため、「名護漁業協同組合」を指定管理者予定候補者として選定する。

※ (非公募の場合又は公募による1申請者の場合)

公募結果として応募が1申請者のみであるとき又は非公募としたときは、全出席委員の採点合計点数が選定基準以上となった場合において、当該申請者を指定管理者予定候補者とする。

名護漁港水産物直販所指定管理者選定委員会 審査表

団体名： 名護漁業協同組合

選定基準	審査項目	審査内容	配点数	配点数 × 委員数	得点
(1) 事業計画の内容等が市民の平等な利用を確保することができるものであること。(配点40点)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。	20	240	212
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。	10	120	106
	平等利用の確保	全般的に市民の平等な利用が図られる内容となっているか。	10	120	96
(2) 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させるものであること。(配点60点)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能な内容となっているか。	20	240	204
	利用の促進	施設の利用促進に向けた具体的な取り組みがなされているか。	20	240	212
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場に立って創意工夫がなされているか。	20	240	204
(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られるものであること。(配点70点)	施設の管理運営	適正に管理運営ができる業務内容(外部への一部委託を含む)となっているか。	10	120	92
	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか	20	240	188
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・支出のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)	20	240	180
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。	10	120	104
	業務実績	同様施設またはこれに類する施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか。	10	120	98
(4) その他の基準(配点30点)	法令遵守及び環境への配慮	関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報の管理や情報公開への対応なども含む) 環境に配慮するための取り組みがなされているか。	10	120	92
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。	10	120	92
	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。	10	120	90
合 計			200	2400	1970
選定基準点			120	1440	